

秋田大学大学院理工学研究科技術部組織規程

(設置)

第1条 国立大学法人秋田大学に勤務する技術系職員（施設系を除く）に関する取扱要項（平成16年規則第59号）第2条第2項の規定に基づき、秋田大学大学院理工学研究科に教育研究支援体制の充実のための組織として、秋田大学大学院理工学研究科技術部（以下「技術部」という。）を置く。

(組織の構成)

第2条 技術部は、技術系職員（技術部長を除く。）をもって組織する。

2 技術系職員は技術部に所属し、専攻及び学科の各コース、附属理工学研究センター及び附属ものづくり創造工学センター（以下「各専攻等」という。）への配置は研究科長の職務命令により兼任発令する。

(分室)

第3条 技術部に各専攻等に対応した次の各号の分室を置き、技術系職員を配置する。

- (1) 生命科学分室
- (2) 応用化学分室
- (3) 材料分室
- (4) 数理科学分室
- (5) 電気電子分室
- (6) 人間情報分室
- (7) 機械分室
- (8) 創造生産分室
- (9) 土木環境分室
- (10) 理工学研究センター分室
- (11) 附属ものづくり創造工学センター分室

(系)

第4条 技術部に次に掲げる系を置き、所管業務を処理する。

- (1) 生命科学系
 - (2) 物質科学系
 - (3) 数理・電気電子情報学系
 - (4) システムデザイン工学系
 - (5) 附属施設系
 - (6) 機器製作技術系
- 2 前項の系及び所管業務に関する必要事項は、別に定める。

(職)

第5条 技術部に次の職を置く。

- (1) 技術部長
- (2) 総括技術長
- (3) 副総括技術長
- (4) 総括技術長補佐
- (5) 技術長
- (6) 技術専門員
- (7) 技術専門職員
- (8) 技術職員

(技術部長)

第6条 技術部に技術部長を置き、研究科長をもって充てる。

2 技術部長は、技術部を統括する。

(総括技術長，副総括技術長，総括技術長補佐)

第7条 技術部に総括技術長，副総括技術長及び総括技術長補佐を置き、技術系職員をもって充てる。

2 総括技術長は、技術部の業務を総括する。

3 副総括技術長は、総括技術長を補佐し、技術部の運営に関わる業務を分担し、総括する。

4 総括技術長補佐は、総括技術長及び副総括技術長を補佐し、技術部の運営に関わる指定された業務を分担する。

(技術長)

第8条 第4条第1項に定める各系に技術長を置き、技術系職員をもって充てる。ただし、技術部長が必要と認める場合は、各系以外にも技術長を置き、技術系職員をもって充てることができる。

2 技術長は、総括技術長の監督の下に技術部の業務を掌理するとともに、極めて高度の専門的知識・技術等に基づく業務を担当し、かつ、技術的な指導・育成等を必要に応じて行う。

(技術専門員)

第9条 第4条に定める系に必要なに応じ技術専門員を置き、技術系職員をもって充てる。

2 技術専門員は、指定された極めて高度の専門的知識・技術等を必要とする業務を担当するとともに、技術的な指導・育成等を必要に応じて行う。

(技術専門職員)

第10条 第4条に定める系に技術専門職員を置き、技術系職員をもって充てる。

2 技術専門職員は、高度の専門的知識・技術等を必要とする業務を担当するとともに、技術的な指導・助言等を必要に応じて行う。

(技術職員)

第11条 第4条に定める系に技術職員を置き、技術系職員をもって充てる。

2 技術職員は、専門的知識・技術等を必要とする業務を担当する。

(分室代表者)

第12条 第3条に定める分室に代表者を置き、各分室の推薦により技術部長が任命する。

2 分室代表者の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(技術長会議)

第12条の2 技術部に技術長会議を置く。

2 技術長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(共同企画室)

第13条 技術部の運営に関する業務を行うために共同企画室を置く。

2 共同企画室は、次の職員をもって組織する。

(1) 総括技術長

(2) 副総括技術長

(3) 総括技術長補佐

(4) 技術長

(5) その他共同企画室長が必要とする技術系職員

3 共同企画室長は、総括技術長が兼任する。

4 技術系職員は、必要に応じて共同企画室の会議に参加できる。

5 共同企画室は、技術部の運営に関する次の業務を行う。

(1) 技術部の運営に係る企画，立案に関すること。

- (2) 技術系職員の研修に関する事。
 - (3) 技術部の自己点検評価に関する事。
 - (4) 技術部の広報活動に関する事。
 - (5) 技術部内の連絡調整に関する事。
 - (6) その他技術部の運営に関する事。
- 6 共同企画室に必要な応じ、専任職員を置くことができる。
 - 7 専任職員に関し必要な事項は、別に定める。
 - 8 共同企画室に必要な応じ、担当委員を置くことができる。

(運営委員会)

第14条 技術部の運営に関する重要事項を審議するため理工学研究科技術部運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、技術部に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。